

## 債権譲渡ファイナンスと金融システム

横浜国立大学

高橋正彦

金融（ファイナンス）とは、「自己の利益とリスクにより、資金または購買力を他者に融通または移転する、異時点間の資金取引」と定義できる。そのうち、購買力の融通・移転の態様に着目すると、①移転型金融（貸借、出資）、②留保型金融（売掛、分割払い<割賦・信販>、クレジットカード、リース）、③補完型金融（保証）、④派生型金融（デリバティブ、金銭債権譲渡）などに分類することができる。

金銭債権（指名債権、手形債権、電子記録債権）の譲渡は、対価・利益とリスクを伴う金融資産・キャッシュフローの移転による信用の授受という意味で、それ自体、金融取引（派生型金融）の性格を有し、金融システムにおいて重要な役割を果たしている。しかし、この点に関して、経済学・法律学では、従来、正面から議論されることは少なかった。

金銭債権譲渡形態の金融取引として、①ファクタリング、②手形割引、③売掛債権等の譲渡担保、④貸付債権等の管理・回収（サービシング）の一形態、⑤バルクセール、⑥シンジケート・ローン等のローン・セール、⑦金銭債権の流動化・証券化などが挙げられる。

近年では、既発生債権だけでなく、将来債権（将来発生すべき債権）の譲渡も広く行われるようになってきている。将来キャッシュフローを活用した新たな金融取引として、①アセット・ベスト・レンディング（ABL）、②買取ファイナンス（LBO等）、③プロジェクト・ファイナンス、④事業の証券化（WBS）、⑤レベニュー債などが注目される。

このように、債権譲渡形態の金融取引が多様化しているだけでなく、最近、中小企業金融などの分野で、政策当局がABL等の利用を推進している。制度面でも、企業決済等において、新形態の金銭債権である電子記録債権の利用が拡大しているほか、現在、法制審議会で審議中の民法（債権法）改正のなかで、債権譲渡に関する論点が注目されている。

本報告では、金銭債権譲渡形態の金融取引の総称として、新たに「債権譲渡ファイナンス」という概念の定立を提案する。そのうえで、様々な債権譲渡ファイナンスに関して、①債権譲渡人が民間企業（大企業・中小企業）か公的機関か、②対象債権が指名債権か手形債権か電子記録債権か、③同じく既発生債権か将来債権か、両者の混合か、④債権譲渡が真正譲渡か（実質）担保取引か、⑤債権譲渡人がSPV（特別目的媒体）かそれ以外かなど、多様な切り口により、横断的・包括的に考察するという問題意識を明確化する。

本報告の具体的な構成としては、①債権譲渡取引の変容と立法・判例の変遷（将来債権を活用した新たな金融取引などを含む）、②証券化における倒産隔離性の要件、③民法（債権法）改正と債権譲渡、④債権譲渡に関連する論点（電子記録債権と債権譲渡取引、ファイナンス・リースの法制化）などに関して、検討・考察を加える。それらを通じて、我が国の金融システムにおける債権譲渡ファイナンスの今後の可能性と検討課題についても、理論と実務、法と経済の両面から、学際的なアプローチを試みたい。